

発議第 1 号

野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年 3月 1日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 議会運営委員会委員長 古橋 敏夫

野田市議会規則第 号

野田市議会会議規則の一部を改正する規則

野田市議会会議規則（昭和52年野田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

別表会派代表者会議の項中 

各会派代表者
--------

 を

「 

正副議長及び各会派代表者
--------------

 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

男女共同参画を考慮した議会活動の促進に資するため、本会議及び委員会における欠席事由を明文化するとともに、出産のため出席できない期間の範囲を明確化しようとするもの。あわせて、協議の場として設置する代表者会議の構成員に、会議の招集権者である議長、その職務代理者となる副議長を明記しようとするものである。

野田市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会会議規則（昭和 52 年野田市議会規則第 1 号）

改 正 案	現 行																										
<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)前</u>の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第 91 条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の 8 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)前</u>の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>別表(第 166 条第 1 項)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">目的</th> <th style="width: 25%;">構成員</th> <th style="width: 25%;">招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会派代表者会議</td> <td rowspan="2">議会の運営に関する協議又は調整</td> <td>正副議長及び各会派</td> <td rowspan="2">議長又は事務局長</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	会派代表者会議	議会の運営に関する協議又は調整	正副議長及び各会派	議長又は事務局長	代表者	(略)				<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第 91 条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>別表(第 166 条第 1 項)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">目的</th> <th style="width: 25%;">構成員</th> <th style="width: 25%;">招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会派代表者会議</td> <td rowspan="2">議会の運営に関する協議又は調整</td> <td>各会派代表者</td> <td rowspan="2">議長又は事務局長</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	会派代表者会議	議会の運営に関する協議又は調整	各会派代表者	議長又は事務局長		(略)			
名称	目的	構成員	招集権者																								
会派代表者会議	議会の運営に関する協議又は調整	正副議長及び各会派	議長又は事務局長																								
		代表者																									
(略)																											
名称	目的	構成員	招集権者																								
会派代表者会議	議会の運営に関する協議又は調整	各会派代表者	議長又は事務局長																								
(略)																											

発議第 2 号

原発ゼロ基本法案の早期審議入りと成立を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年 3月 1日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 星野 幸治

賛成者 野田市議会議員 小室美枝子

同 長 勝則

同 織田 真理

同 谷口 早苗

## 原発ゼロ基本法案の早期審議入りと成立を求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故）から本年3月で10年、節目の年を迎えている。新型コロナウイルスが猛威を振るう下で、日本は原発をこのまま永続させるのか、原発ゼロへ向けて進むのかが問われる年となっている。

原発事故から10年が経過しても、原子炉内にある燃料デブリの取り出しなど、廃炉作業の見通しが立たず、いまだ多くの避難者が残されている。また、2022年夏頃に保管の限界を迎える汚染水について、政府が海洋放水を提案したため、多くの漁業関係者などから抗議や反対の声が広がっている。原発事故による被害者の苦難、環境汚染は厳然と続いているのである。

世界では、2050年温室効果ガス排出ゼロに向けた様々な動きが加速している。グリーン・リカバリー（環境に配慮した回復）を推進する社会を目指し、火力発電や原子力発電から再生可能エネルギー導入への転換が進んでいる。安倍前政権が成長戦略として位置づけてきた原発輸出は、原子力発電所建設等総事業費の高騰と需要減を背景に全て頓挫している。

菅政権は昨年12月、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定し、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を掲げた。しかし、その内容は原子力を確立した脱炭素技術と位置づけ、可能な限り依存度を低減しつつも、引き続き最大限活用していくなどとして、新型開発も含め原子力発電を推進し、火力発電を温存するものである。これに対し、持続可能な社会づくりなどを目指して、2018年3月に野党が共同提出した原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（原発ゼロ基本法案）は、発電用原子炉等の速やかな停止・廃止、電気の需要量の削減、再生可能エネルギーによる電気供給量の増加などを柱とした法案である。これまで一度も審議されずにいるが、国内外で気候変動への関心が高まる中、審議を早急に開始することが求められている。

よって、本市議会は国に対し、原発ゼロ基本法案の早期審議入りと成立を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

野田市議会 議長

衆議院議長 宛て  
参議院議長

発議第 3 号

感染防止のため実効性ある緊急事態宣言への転換を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年 3月 1日

野田市議会議長 平井 正一 様

提出者 野田市議会議員 織田 真理

賛成者 野田市議会議員 星野 幸治

同 小室美枝子

同 長 勝則

## 感染防止のため実効性ある緊急事態宣言への転換を求める意見書（案）

菅政権は本年1月7日、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食店の営業時間短縮要請などを柱とする緊急事態宣言を再発出した。しかし、「緊急事態宣言の期間についてエビデンスはあるのか」、「これにより感染が抑制できるとは思えない」など疑問視する医療関係者が多く、「本気度が伝わらない内容だ」との声もある。また、営業時間短縮を求められた飲食店関係者からは「十分な補償がなければ続けられない」、「感染拡大は飲食店だけが原因ではない」との批判も出ている。

厚生労働省によると医療機関と福祉施設では、1月4日時点で合計1,421件の集団感染があったとされている。医療機関や福祉施設関係者のPCR検査は、医療の継続や高齢者の命を守る上で不可欠なものである。

また、無症状感染者を早い段階で発見・保護できなかったことが現在の感染爆発につながったとも言われており、感染拡大を防ぐためには検査・保護・追跡の抜本的強化が極めて重要となっている。

しかし、昨年の緊急事態宣言の時より深刻な事態にもかかわらず、飲食店の営業短縮への十分な補償もなければ、検査・医療体制を抜本的に強化するための財政支援もない今回の緊急事態宣言では、国民の疑問や不安の解決は期待できない。

よって、本市議会は国に対し、実効性ある緊急事態宣言への転換のため、下記の事項を強く要望するものである。

### 記

- 1 第3次補正予算案を見直し、営業と雇用を守る十分な補償と各種支援金の継続・拡充を図ること。
- 2 感染震源地への大規模・集中的な面の検査を実施すること。
- 3 医療機関と福祉施設で働く職員や入院患者・入所者を対象に、全額国費での一斉・定期的なPCR検査を実施すること。
- 4 苦闘が続く医療機関への減収補填などの財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

野田市議会 議長

内閣総理大臣 宛て  
厚生労働大臣